

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

組織体制の見直し

- ・昨年度の2次評価で提言した事業量に応じた県派遣職員の削減について、21年度は調査課の派遣職員を7名から5名へと2名減員し、事業量に応じて組織体制のスリム化に努めていることは評価できる。

経営基盤の充実・強化

- ・平成20年度から国(国土交通省四国地方整備局)との直接契約を止め、国が県に委託した後、県が当財団に委託する契約に見直したことにより、それに関連した受託事業の契約が6月間遅れることとなった。この契約までの空白期間に発生した経費は事業原価として算入できないことから、平成20年度の当期正味財産増減額は41,807千円の減少となっている。(平成19年度は402千円の増加)
- ・各年度毎の実施事業量の平準化のために、事業者毎に県教育委員会を交えた連絡調整会を年2回開催しているとのことであるが、引き続き工事発注者等との連絡体制の確立による受託事業量の平準化や経費節減などに努め、管理費の収支バランスの均衡に努めていただきたい。
- ・また、国、県からの受託事業量の減少を見込み、19年度からは、市町単独で対応が難しい大規模な案件について、市町から発掘調査を受託しているが、法人にとって安定した収入確保につながることから、当面はこの方向で推進していただきたい。
- ・「発掘調査業務のアウトソーシング」については、1次評価にあるように、当法人の十分な指導監督体制が必要不可欠であることは理解するが、民間企業等の能力等を勘案しつつ、他県の動向なども踏まえながら、将来的な課題として検討していただきたい。

役職員数及び給与制度の見直し

- ・平成21年度より理事を1名減の6名としている。
- ・また、法人全体を管理する総務系部門のプロパー職員がいなかったことから、平成21年度より調査課職員を総務課に配置転換し、総務系部門のプロパー職員を育成することとしている点は評価できる。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

財政的関与の見直し

- ・発掘調査等業務に関する積算基準については、事業者側負担の軽減と均衡化を図るため、管理費率の引き下げや、人件費などの見積方法について見直しを図っている。引き続き、県からの財政支出削減が図られるよう、今後とも適正な積算基準について検討を続けていただきたい。

人的関与の見直し

- ・昨年度の2次評価で提言したプロパー職員の育成については、平成21年度より調査課のプロパー職員を総務課に配置転換することに伴い、総務課への県からの派遣職員を1名減員し、総務系プロパー職員の育成を図ることとしたほか、調査課の県派遣職員については、事業量に応じ2名減員するなど、当法人の自主性・自律性を高めるため、県の人的関与の適正化やプロパー職員の育成に取り組んでいることは評価できる。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、平成23年度中の移行を目指し、検討を始めているところであるが、早期の移行が図られるよう取組みを進めていただきたい。
- ・新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。
- ・公益法人となる場合、公益目的事業の実施に要する費用を超える収入を得てはならないこと(いわゆる「収支相償」)が求められることから、適正な積算基準については本格的に検討する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・受託事業量の平準化や適正な事業計画、経費節減などにより、引き続き管理費の収支バランスの均衡に努めるとともに、他県の事例や民間企業等の能力等も勘案しつつ、発掘調査業務のアウトソーシングについて検討すること。
- ・当法人のコスト削減努力が県の財政支出軽減につながることから、引き続き積算基準の見直しを行い、一層の経費削減に努めること。
- ・引き続き事業量に応じた県派遣職員の削減を図るとともに、業務運営上の当法人の自主性・自律性を高めるため、プロパー職員の育成に努めること。